様式第３２号の２

マンション長寿命化工事に伴う固定資産税減額申告書

　　日　　年　　月　　日

富 田 林 市 長　様

納税義務者

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

（フリガナ）

氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号　　　-　　　　-　　　　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 個人番号又は法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

富田林市税条例附則第７条の２の２第１２項の規定により下記のとおり申告します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家屋の明細 | 所　在　地 | 富田林市 | | |
| 所　有　者 |  | 家屋番号 |  |
| 種　　　類 |  | 総 戸 数 | 戸 |
| 床　面　積 | ㎡ | （左記のうち人の居住用部分の床面積）  ㎡ | |
| 建築年月日 | 年　　月　　日  新築後20年以上経過した  住宅が対象です。 | 登記年月日 | 年　　月　　日 |
| 当該工事が  完了した年月日 | | 年　　月　　日 | 令和５年４月１日から令和７年３月３１日までに完了したものが対象です。 | |
| **工事完了から３か月以内に申告してください。**  この期間経過後に申告する場合には、３か月以内に提出できなかった理由 | | | 備考（受付印） | |

≪添付書類≫（写しの提出により原本還付可能です。）

①　大規模の修繕等証明書

②　過去工事証明書

③　設計図書等（マンションの総戸数が確認できる書類）

④　管理計画の認定通知書又は変更認定通知書

⑤　修繕積立金引上証明書

　（裏面へ）

≪制度概要≫

　　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」といいます。）に基づく管理計画の認定を受けたマンションにおいて、長寿命化に資する大規模改修工事（以下「長寿命化工事」といいます。）を実施する等、下記の要件を満たす場合に、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税を減額します。

　※長寿命化工事とは、外壁塗装等工事、床防水工事、屋根防水工事を指します。

≪減額の要件について≫ 次の全ての事項を満たしている必要があります。

　１．新築された日から20年以上経過していること。

　２．総戸数が10戸以上の区分所有建物であること（店舗や事務所等も戸数に含む。）。

　３．過去に長寿命化工事を実施しており令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に2回目以降の長寿命化工事を完了していること。

　４．区分所有者の専有部分の面積のうち、居住用部分の割合が2分の1以上であること。

　５．令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げていること。

≪減額の範囲について≫

　　　　1戸当たり床面積100㎡（100㎡を超える場合は100㎡相当分）について、長寿命化工事が完了した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度に対し、固定資産税額の3分の1が減額されます。

（注）居住用部分のみが減額の対象となります。

（注）床面積100㎡は共用部分（共用廊下、エントランス等）を按分した面積を含む。

≪添付書類の説明≫

①及び②は、工事の完了年月日や工事の内容を確認します。

　③マンションの総戸数が10戸以上であることを確認します。

　④富田林市からマンション管理適正化法に基づく管理計画の認定を受けたマンションであることを確認します。

　⑤令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げていることを確認します。

※①、②、⑤の様式は、市ウェブサイト又は国土交通省のウェブサイトから入手できます。

≪留意事項≫

　１．1戸につき、この減額適用は1回限りです。

　２．土地に係る固定資産税は減額されません。

　３．都市計画税は減額されません。

　４．耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事等による減額との同時適用はできません。

〇ご不明な点は、下記までお問い合せください。

　　〒584-8511　富田林市常盤町１-１

　　富田林市 総務部 課税課 資産税係

　　電話.0721-25-1000 内線113～116　　FAX.0721-20-2012